

(新) 水環境の危機管理・リスク管理推進事業 93百万円 (0百万円)

水大気環境局水環境課

1. 事業の必要性・概要

今般、利根川水系の浄水場において広範囲に利水障害が発生したことにより、物質そのものの有害性の高低に関係なく、大きな環境リスクを与えうることがわかった。

水環境の安全・安心を確保するためには、従来の有害物質だけでなく、こうした物質についても、平常時には水質事故を未然に防止するための適切なリスク管理がなされ、水質事故時には迅速な原因究明により被害拡大防止を図ることができるようにしておくことが必要である。

このため、①大きな環境リスクを与えうる物質についてのリスク評価、②環境中の存在状況調査、及び③水質事故時の迅速な原因究明に係る対応方策の検討等を行い、自治体等における水質事故に備えた危機管理、リスク管理を推進する。

2. 事業計画（業務内容）

| 調査項目 | H25 | H26 | H27 |
|----------|-----|-----|-----|
| ①リスク評価 | | | |
| ②存在状況調査 | | | |
| ③対応方策の検討 | | | |

3. 施策の効果

自治体において、水質事故の再発防止及び原因究明の迅速化等今後の水質事故に備えた危機管理・リスク管理が推進されることで、事故時のみならず災害時における有害物質の流出の際も、水環境の安全・安心が確保され、国民の健康の保護に資する。

水環境の危機管理・リスク管理推進事業

現状の水質規制

水質汚濁防止法においては、人の健康に係る被害を生じるおそれがある物質(有害物質)を含む廃液等を排出する施設を設置している事業者からの排水を規制。

- 規制対象となる汚水・廃液
有害物質として、現在28項目が指定(人の健康の保護に関する環境基準が定められている物質)されており、生活環境項目として、BODやCODなど水質の汚濁状況を示す項目などが設定。

一方で、物質自体が、人の健康に影響を及ぼすおそれが低いものについては、有害物質として指定されておらず、規制がない。

例:ヘキサメチレンテトラミン(浄水場の消毒工程で加水分解され、有害なホルムアルデヒドを生成。)

利根川水系における水質事故発生
水道の断水等により36万戸87万人に影響

原因はヘキサメチレンテトラミンの排出と推定

課題と対応方向

- ・化学物質の環境影響について、有害性だけでなく利水における間接的影響など潜在的な環境リスクも考慮する必要。
→物質の洗い出し、工場・事業所からの排出実態、環境中における存在状況を調査し、リスク評価を実施。
- ・上記物質について、自治体、工場・事業所における危機管理・リスク管理を推進することが必要。
→工場・事業所における取扱状況の把握方法や緊急時の簡易測定法の整理・確立など、リスク管理、危機管理のための方策を検討

水環境の安全確保による国民の健康の保護